

11月18日(水)は 「県内一斉ノー残業デー」です！

チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」では、
毎年11月第3週目の水曜日を「**県内一斉ノー残業デー**」と設定し、
福岡県内の企業・団体にご参加を呼びかけています。

👉 「ノー残業デー」とは・・・

会社全体、あるいは部署ごとに、その日は残業をせずに、定時（所定終業時刻）で退社する日を設定することです。

計画的に仕事を進めなければ、定時退社できるとは限らないため、ノー残業デーを設定することで、計画的な仕事の進め方を意識するようになります。

また、特定の方がノー残業デーに退社できないことが多ければ、業務配分の見直しのきっかけになるかもしれません。



👉 ノー残業デーは「働き方改革」の第一歩！

すべての人が健康に安心して働くことができる社会を実現するために、また、人材の確保・育成のためにも、効率的な働き方による時間外労働の削減など「働き方改革」が求められています。

平成29年3月28日、政府が策定した「働き方改革実行計画」においても、“日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革である”と位置付けられています。

働き方改革への取組の第一歩として、「ノー残業デー」の導入を検討されてはいかがでしょうか。



👉 県内一斉で取り組む目的は？

平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法において、11月は過労死等防止啓発月間と定められています。

また、県内企業等へのアンケートの結果、ノー残業デーは水曜日に最も多く導入されていることから、11月半ばの第3週目の水曜日に「県内一斉ノー残業デー」を設定するものです。

県内一斉に取り組むことにより、取引先や社内他部署からの連絡を懸念することなく、定時退社がしやすくなります。

会社全体で一斉にとることが難しい場合は、部署ごとに曜日を変える、働く方個人ごとに設定するなどの方法により、ノー残業デーに取り組んでいただければと思います。

チャレンジふくおか「働き方改革推進協議会」（順不同）

福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、福岡銀行協会、
日本労働組合総連合会福岡県連合会、福岡県社会保険労務士会、日本産業カウンセラー協会九州支部、
福岡県中小企業診断士協会、福岡県、経済産業省九州経済産業局、厚生労働省福岡労働局